

平成19年12月11日

(社) 全国測量設計業協会連合会 御中

国土交通省総合政策局
建設市場整備課

測量法（第6章測量業者）の遵守について

測量法（第6章測量業者）においては、測量業者は、営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならないとし、当該測量士との間には恒常的な雇用契約が締結されていることが必要とされているが、昨今、不適正な事例が見受けられるところである。

また、登録を受けている測量業者は財務に関する報告書、変更登録の届出、廃業等の届出など一定の書類を所定の期限内に提出する義務があるが、測量業と同種業において、これら提出書類の未提出あるいは期限を過ぎての提出が見受けられるところである。

このような状況を受けて、各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局においては、今後、登録された営業所における測量士の設置状況等について一層厳しく確認していく予定である。

貴連合会におかれては、各都道府県測量設計業協会を通じ会員企業に対し測量法（第6章測量業者）の遵守の徹底について周知方願いする。

なお、(社) 建設コンサルタント協会、建設コンサルタント協同組合、(社) 全国地質調査業協会連合会に対しても、同様の旨通知していることを申し添える。

以上

